

2023年度(令和5年度)

学校防災活動マニュアル

神奈川県立菅高等学校

I 目的と災害時の本校の位置づけ

1 目的

学校保健安全法第29条（危険等発生時対処要領の作成等）の規定に基づき菅高等学校の「学校防災活動マニュアル」を作成する。作成にあたっては、学校が立地する環境や、学校規模・校種・課程、通学する児童・生徒等の年齢や通学方法等に留意し、学校や地域の実情を踏まえた独自マニュアルを作成する。なお、県教育委員会が作成した「学校防災活動マニュアルの作成指針」及び「学校防災活動マニュアル（作成例）」の趣旨に沿って作成する。

学校保健安全法

第二十九条（危険等発生時対処要領の作成等）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合には、第十条の規定を準用する。

2 災害対応の基本的な考え方

（1）地震（津波）

いつ発生するか分からないので、すぐに対応できるよう日頃からの防災意識の高揚と様々な場所や時間帯での発生を想定した訓練が重要である。また、教職員はあらかじめ具体的な手順を理解しておく必要がある。

（2）風水害（土砂災害）・火山災害

あらかじめ発生が予測できるので、天気予報や気象庁の防災気象情報、市区町村防災部局からの防災情報など事前の情報収集が重要である。また、臨時休業や下校の判断は、早い段階で決定し、躊躇なく実施することが必要である。

3 防災情報シート

○概要

学校名	神奈川県立菅高等学校				分教室名①					
					分教室名②					
住所	川崎市多摩区菅馬場4-2-1				電話		044-944-4141			
児童・生徒数 教職員数	令和5年 5月1日現在	特別支援学校	知的教育部門	小学部		中等部		高等部		分教室①
			肢体不自由 教育部門	小学部		中等部		高等部		分教室②
		中等教育学校		I学年		2学年		3学年		
				4学年		5学年		6学年		
		高等学校	全日	I学年	351	2学年	333	3学年	315	
			定時	I学年		2学年		3学年		4学年
教職員数	令和5年 5月1日現在	104								

○避難所の指定等

	避難所 (指定避難所)	広域避難場所 (指定緊急避難場所)	広域防災活動拠点	広域応援活動拠点	その他①	その他②	その他③
指定の有無					一時避難場所 (グラウンド)	ライフライン等 活動拠点	
協定書の有無					無	有	
市町村備蓄物資の有無					無	無	

○地域特性

海拔	海拔表示	津波浸水 の有無	海岸線までの 距離	土砂災害 警戒区域	洪水浸水区域		
				○			

○備蓄食料

公費	教職員	○ 3日9食	中等・高等 生徒用	—	特別支援学校 児童・生徒用	
私費		無		○ 1日3食		

○備蓄物品

衣料・寝具				日用雑貨					
毛布	アルミ 保温 シート	肌着	紙おむつ	生理 用品	ロー ソク	哺乳 びん	トイレット ペーパー	懐中 電灯	鍋・釜
枚	枚	組	小児用 枚	大人用 枚	枚	本	本	巻	本
	1150			1300				62	5

応急対策資機材											
タオル	敷物	可搬型自家発電機 ①			可搬型自家発電機 ②			可搬型自家発電機 ③			投光機
枚	枚	台	定格出力 kw(KVA)	購入年度	台	定格出力 kw(KVA)	購入年度	台	定格出力 kw(KVA)	購入年度	台
110	10	0.9	2009年度								10

応急対策資機材			生活用資機材					
敷物	ヘルメット	防水シート	テント	仮設 トイレ	組立式 トイレ	簡易 トイレ	携帯用 トイレ	炊飯器
枚	個	枚	張	台	台	台	個	個
	70			10			2000	

4 大規模地震・土砂災害等発生時避難場所等一覧

大規模地震・土砂災害等発生時避難場所等一覧

学校名：菅高等学校

◆ 大規模地震・土砂災害等が発生した場合の避難場所

全学年

グラウンド

避難誘導班

全学年担任・進路支援G

◆ 地域住民等避難者への対応及び情報提供方法

[避難場所]

体育館

情報機器(テレビ・ラジオ・スマートフォン等)により情報を収集し、校内放送や掲示等による情報提供を行う。

総務班

総務環境G

◆ 最寄りの避難所

① 南菅中学校 (多摩区菅馬場4-1-1)

044-944-5307

② 南菅小学校 (多摩区菅馬場3-25-1)

044-944-5320

③ 西菅小学校 (多摩区菅北浦4-2-1)

044-945-8181

発災時の一時避難場所に指定されていることから、緊急避難的に住民を受け入れる必要はあるが、一時避難場所としての利用が落ち着き次第、避難者を隣接する南菅中学校等の近隣の避難所へ誘導し、ライフライン復旧活動拠点としての利用に切り替える。

II 災害時の緊急対応

1 災害に係る配備計画

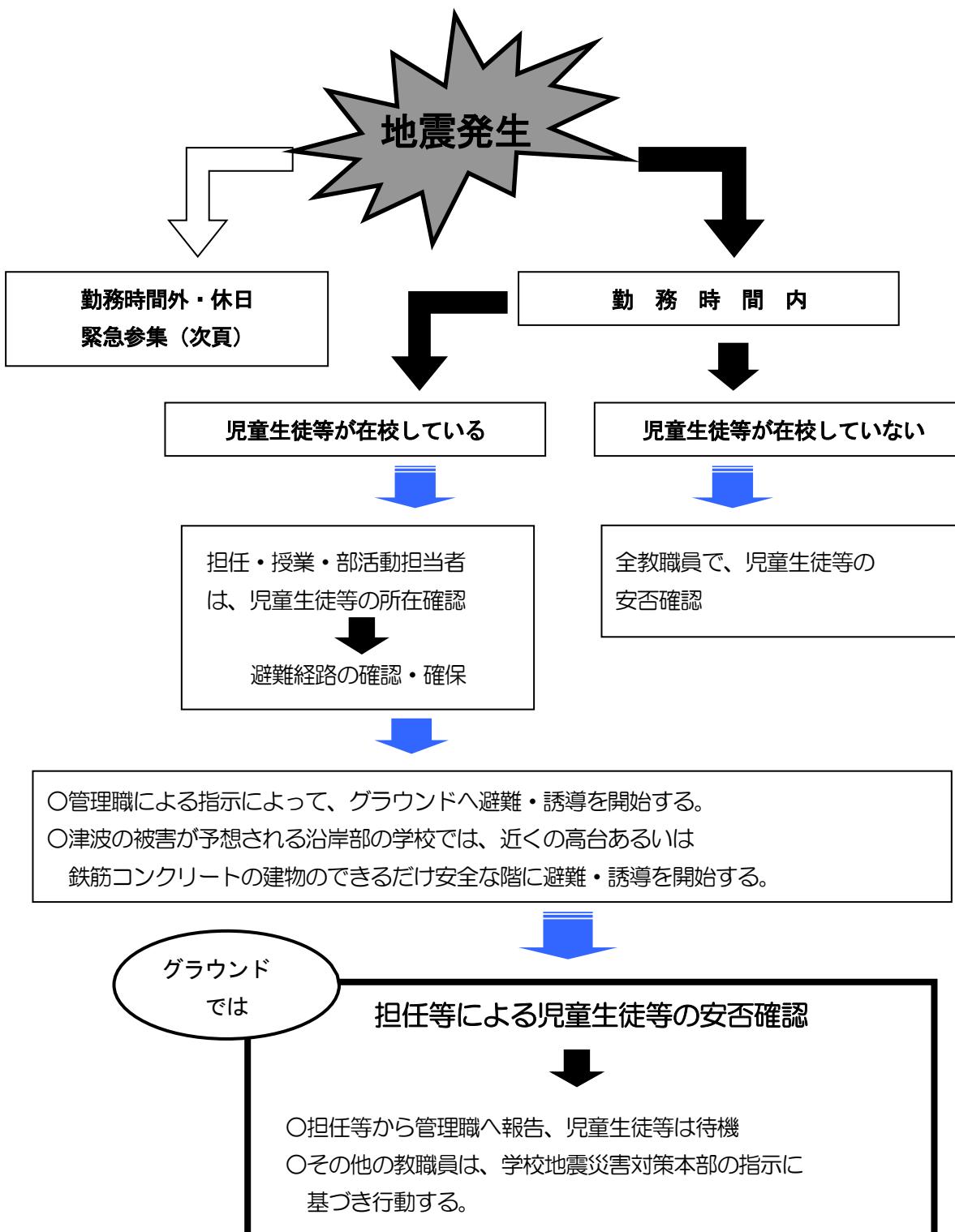
(1) 地震災害及び火山災害

県災害対策本部	配備基準	配備体制
未設置	県内最大震度 5 強 箱根山、富士山に関する噴火警報の発表	第 2 次応急体制 (第 2 次応急要員 参集)
設置	県内に大規模な災害が発生 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表	第 1 次本部体制 (第 2 次応急要員 第 1 次本部要員 参集)
	県内最大震度 6 弱以上 大津波警報の発表	第 2 次本部体制 (全教職員 参集)

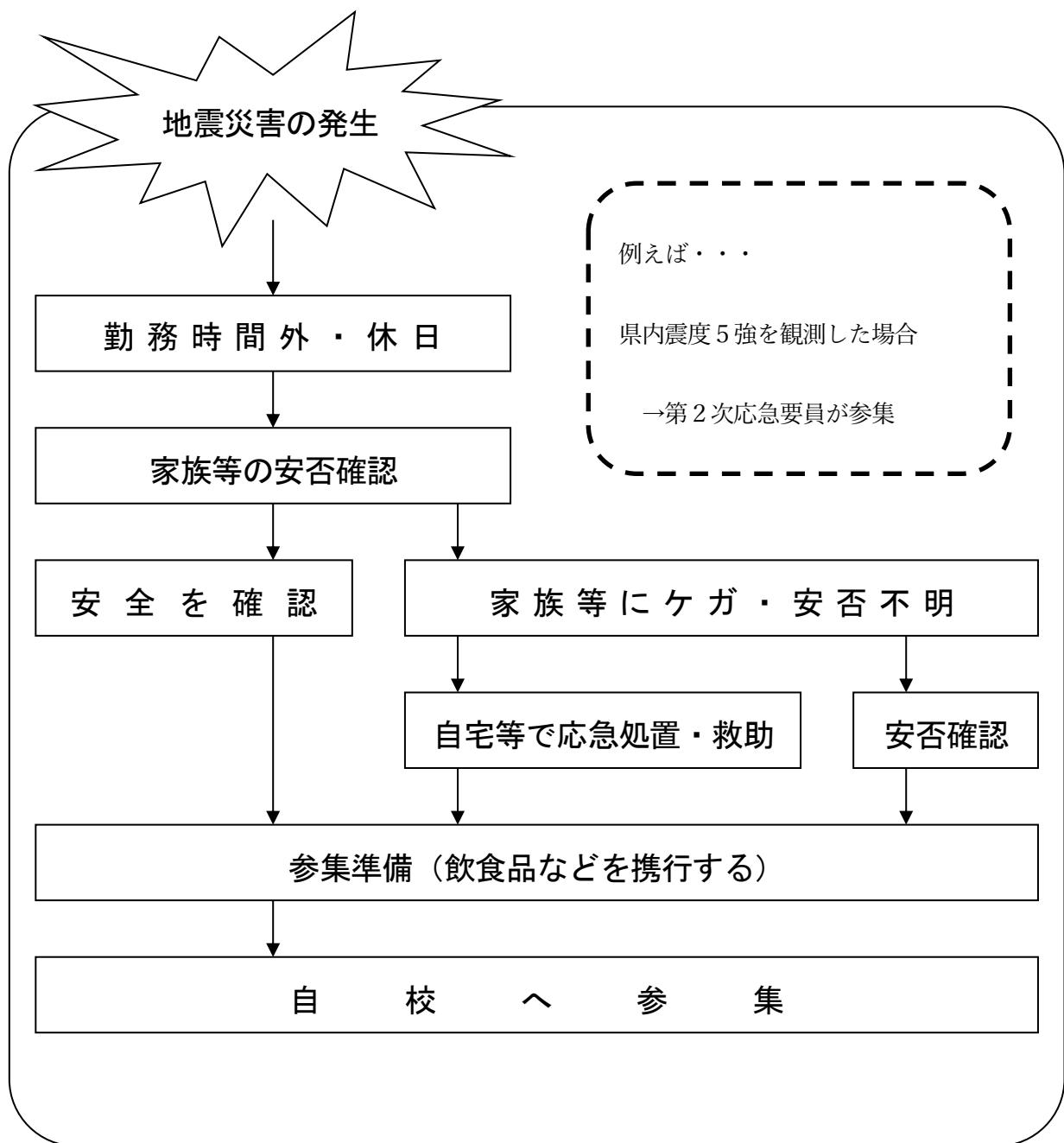
(2) 風水害、その他事故災害

県災害対策本部	配備基準	配備体制
設置	大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報・特別警報が発表され、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	第 1 次本部体制 (第 2 次応急要員 第 1 次本部要員 参集)
	県内全域に大規模な災害が発生	第 2 次本部体制 (全教職員 参集)

2 大規模地震時の教職員対応フロー



3 教職員参集までの流れ(勤務時間外・休日)



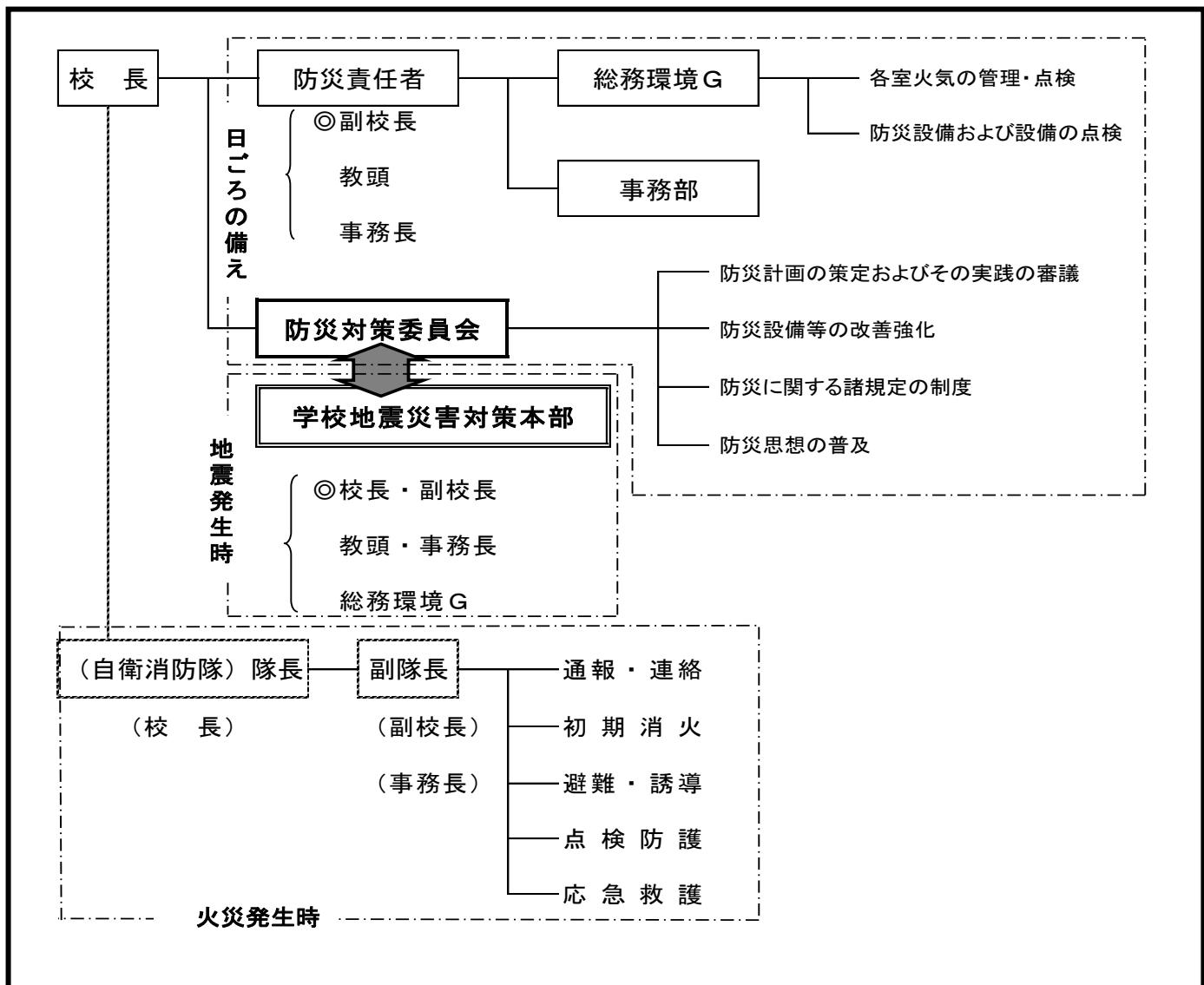
- (1) 参集する時は、機能的な服装を着用し、身分証明書、飲料水、非常食、着替え、常備薬を携行する。
- (2) 第2次応急要員が参集できない場合は、参集できない理由を学校へ連絡する。参集できる状況になったら、速やかに参集する。
- (3) 参集途上の安全を確保するため、警備等の情報を入手するとともに、参集経路上の危険区域を避けて参集する。

※留意事項

教育局では県内最大震度5弱で、本部連絡員(教育局総務室職員)が、第1次応急体制として県庁に参集する。

4 学校の防災組織図及び学校地震災害対策本部組織図

(1)防災管理機構及び組織編制



※留意事項

夜間は第2次応急要員が参集する。校長・副校长・教頭・事務長不在時は、指揮代行順位の高い職員が指揮する。

(2)学校地震災害対策本部組織図

本部長	校 長	
本 部	校長、副校長、教頭、事務長	各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行い、総括的役割を果たす。そして、災害対策担当部局や教育委員会との連絡にあたる。また、被害の状況に応じ、第二次避難場所への避難、応急対策の決定等、生徒・教職員の安全確保や避難所としての運営準備など各班との連絡調整を行う。
総務班	総務環境グループ	主に、本部の補佐的役割に努める。各班の状況を取りまとめ、各種の情報収集にあたる。また、生徒の安全確保を図り、学校が避難所として安全に運営されるための措置を講じる。様々な相談やボランティア受け入れなどの窓口としても対応する。
避難誘導・安否確認班	全学年の担任、進路支援グループ	生徒の安否確認、負傷者の有無、避難誘導を行う。また、クラス全員の安否を確認し、本部に報告する。特に、救護・衛生班との密接な連携のもとに行動する必要がある。さらに、教育活動・授業の再開に向けて取り組む。
施設点検・消火班	教務グループ、事務室担当	消防器具を携行し、校内や近隣の巡回を行う。被害状況を点検し、安全を確認するとともに、第二次避難場所及び避難路を確保する。また、出火防止に努めるとともに、火災が発生した場合は初期消火活動を行う。この他、二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講ずる。
救護・衛生班	生活指導グループ担当	建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命にあたる。また、養護教諭を中心に負傷した生徒や教職員などの救護にあたる。必要に応じて非常救護所や病院等の専門医療機関と連携をとる。
食糧・物資班	研究開発、生徒会グループ担当	地震の揺れが収まった後、災害物資の確認や食糧配給の計画をたてる。特に、水の確保を優先し、飲料用と生活用に分ける。避難誘導・安否確認班と連携しながら、配給の計画をたてる。

※令和6年度に向け、総務環境グループで検討中。

5 通信・情報収集手段と参考資料一覧

(1) 災害・事故発生時の情報収集手段

<通信・情報収集手段>

- ・携帯型ラジオ、車載ラジオ、テレビ、インターネット（PC、スマートフォン）
電話、FAX、広報車 など

<情報収集先>

- ・市町村のウェブサイト、SNS、メールサービス、緊急速報エリヤメールサービス、テレビ・ラジオ各局放送、データ放送、神奈川県災害情報ポータル、気象庁防災情報、国土交通省川の防災情報、民間の気象情報提供サイト など

(2) 校内情報伝達手段

災害発生時には、停電等により校内放送設備が使えない可能性があるため、校内情報伝達手段として、ハンドマイク、メガホン、トランシーバー、ホイッスル等を備える。

(3) 外部との相互通信のための手段

災害時優先電話、FAX、メール、災害緊急連絡システム（Yahoo!安否確認）、移動系無線装置等による。すべての通信手段を利用できない場合には、伝令等の直接的な手段を用いることを検討する。

(4) 市・県 連絡先と参考情報

管高校は、大規模災害の場合、地域避難所（近隣では南管中学校等）ではなく、ライフライン事業者の活動拠点として、宿营地、車両置き場、及び資材置き場等の役割を担う。※川崎市地域防災計画 資料編 第2部8より

① 市町村災害対策本部の連絡先

部署	川崎市危機管理本部危機管理部（川崎市川崎区宮本町1番地） 多摩区役所危機管理担当（川崎市多摩区登戸1775番地1）
電話番号	川崎市 044-200-2840 多摩区 044-935-3146
FAX	川崎市 044-200-3972 多摩区 044-935-3391
e-mail	川崎市 60kikika@city.kawasaki.jp 多摩区 71kikika@city.kawasaki.jp

川崎市地域防災計画 資料編

<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000140630.html>

多摩区地域防災計画 本編

https://www.city.kawasaki.jp/tama/cmsfiles/contents/0000035/35943/keikaku_honpen.pdf

多摩区地域防災計画 資料編

https://www.city.kawasaki.jp/tama/cmsfiles/contents/0000035/35943/keikaku_siryouhen.pdf

② 県災害対策本部の連絡先

くらし安全防災局 防災部危機管理防災課 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/bousai/documents/aramasi.html>

調整グループ（予算・決算・庶務） 045-210-3425

計画グループ（地域防災計画の総合調整 地震対策事業の推進） 045-210-5945

応急対策グループ（災害対策本部の運営 災害応急対策等の実施） 045-210-3430

訓練指導グループ（防災訓練の企画・運営等） 045-210-3433

③耐震工事

※本校は Is 値（構造耐震指標）が 0.6 以下で地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低いとみなされ、耐震工事は行われていない。

令和 5 年度大規模補強・補強を必要とする校舎等一覧 https://www.pref.kanagawa.jp/documents/29174/3_daikibor5.pdf

小規模補強・補強を必要とする校舎等一覧 https://www.pref.kanagawa.jp/documents/29174/4_syoukibor5.pdf

④多摩区土砂災害ハザードマップ

https://www.city.kawasaki.jp/500/cmsfiles/contents/0000017/17971/tama_tizu.pdf

⑤多摩区防災マップ（逃げるところなどの地図）

<https://www.city.kawasaki.jp/601/cmsfiles/contents/0000036/36154/R4tama-bousaimap.pdf>

（5）緊急連絡先電話番号簿

※留意事項

職員室、事務室等に掲示するなど、日ごろから周知しておくことが重要

機関の名称	電話番号	FAX番号
多摩消防署	044-933-0119	
多摩警察署	044-922-0110	
川崎市総務局危機管理室	044-200-2890	044-200-3972
医療機関 ・川崎市立多摩病院	044-933-8111	
《《川崎市広域避難場所》》 川崎市立南菅小学校	044-944-5320	
県教育局総務室 県くらし安全防災局 危機管理防災課	045-210-8020 045-210-3430	045-210-8920 045-210-8829
川崎市バス鷺ヶ峰営業所 小田急バス生田営業所	044-977-5222 044-966-4171	044-959-1267
東京電力（株）高津営業センター 東京ガス（株）川崎支社 NTT東日本	044-394-2323 044-722-1111 0120-444-113	
《《機械警備委託業者》》 セントラル警備保障	045-682-7376	
小田急線 問い合わせ	03-3481-0066	
JR 登戸駅	044-911-2016	
JR 稲田堤駅	044-911-2144	
京王稻田堤駅	044-944-1954	

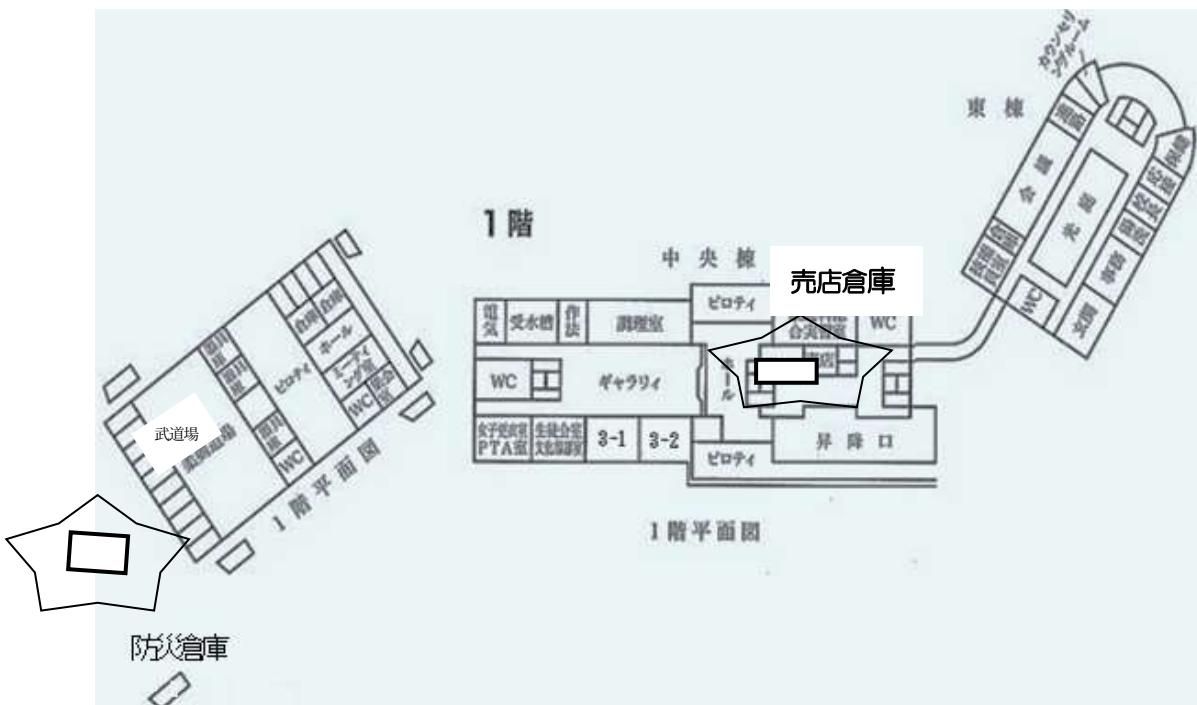
III 点検・防災資機材と避難経路図

1 安全点検の実施時期

種類	時期・方法等	対象	法的根拠等【規則第28条】
定期的安全点検	月1回 計画・組織的実施	児童生徒が多く使用する施設・設備、グラウンドなど	※明確な規定はないが、規則第28条に準ずる
	学期1回以上 計画・組織的実施	児童生徒が使用する施設・設備および防火・防災に関する設備など	毎学期1回以上(中略)施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない【第1項】
臨時の安全点検	必要がある時 ※学校行事、荒天、天災、災害時等	必要に応じて点検項目を設定	必要がある時には、臨時に、安全点検を行う【第2項】
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒が最も多く活動を行うと思われる箇所	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない

2 防災資機材格納場所図

- ① 売店倉庫（中央棟1階）：防災資機材 および教職員食料・飲料
 - ② 防災倉庫（裏門前・体育館横）：生徒用食料・飲料



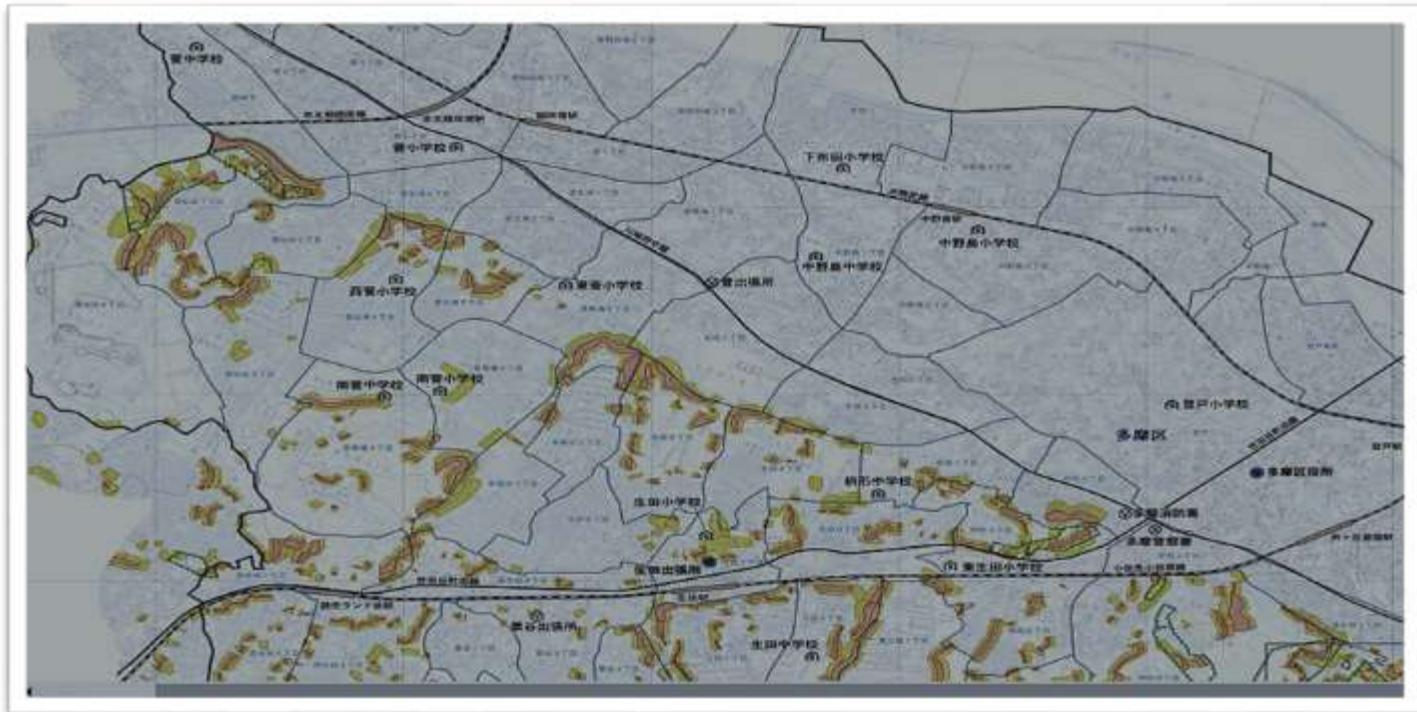
3 土砂災害警戒区域

(1) 本校周辺の土砂災害警戒区域

県立菅高等学校周辺の土砂災害警戒区域は次のとおりである。

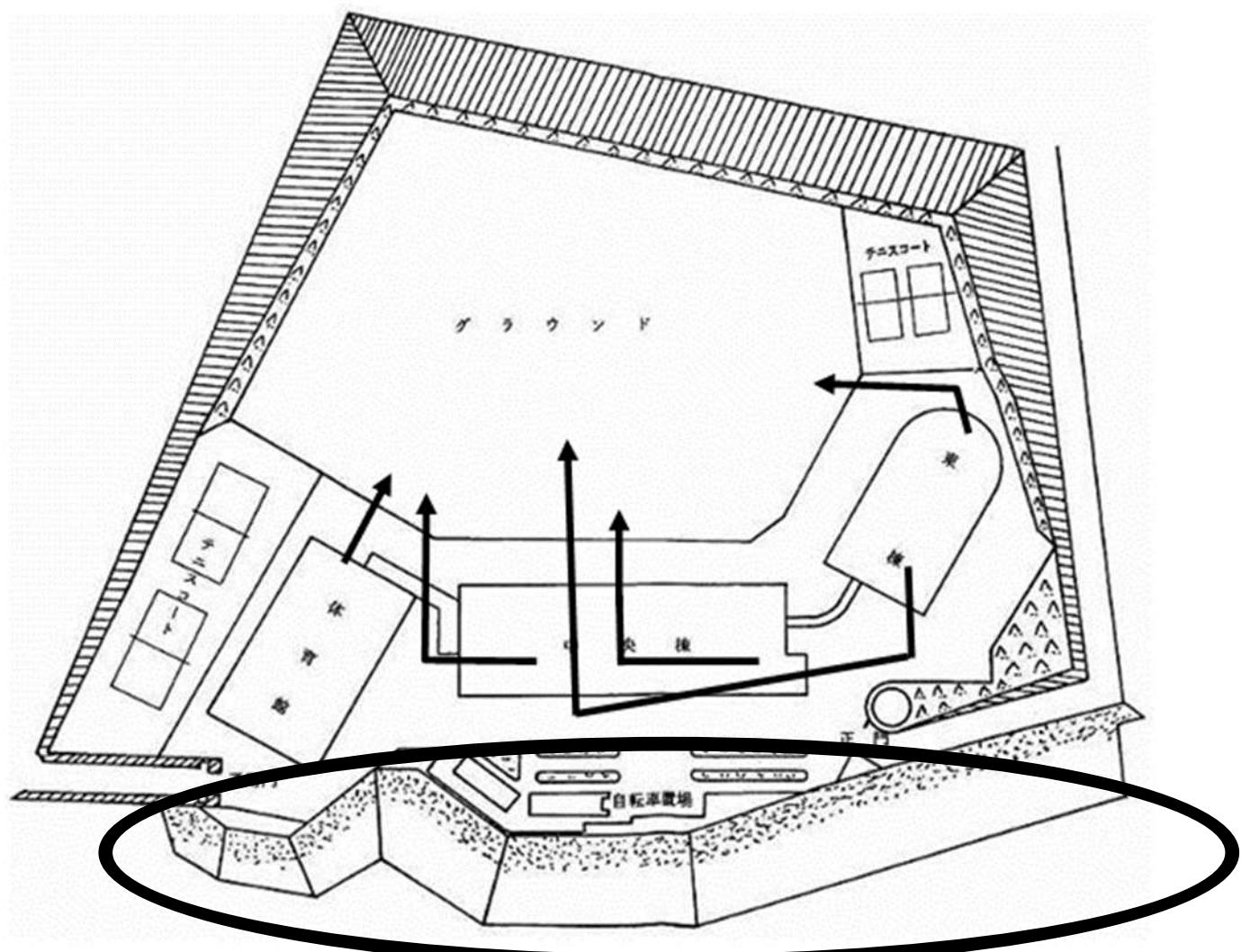
出典：川崎市多摩区土砂災害ハザードマップ

※太い黒線が土砂災害特別警戒区域、周りの囲みが土砂災害警戒区域。



5 避難経路図

敷地全体



土砂災害警戒区域

7 学校周辺のハザードマップ・防災マップ



IV 災害別の具体的対応

1 地震（津波）の対応

1 初期対応【確認事項】

- ①まずは、自分の身を守る・守らせる（シェイクアウト）
- ②ゆれが収まつたら、あらかじめ決められている安全な場所へ避難・誘導

◆まずは

- 発表された警報等の情報、指示等を正確に理解する
- 情報収集手段を確保する
- 校内の教職員へ、職員室への集合を指示し、生徒へは教室に戻るように指示する
- 校内の生徒の状況を把握する
- 校内の教職員の状況を把握する
- 教育委員会への報告（Biz 安否確認）①（最高指揮者、生徒の被害状況 等）

◆次に

- 当面の措置等を決定する
 - ・臨時休業の決定
 - ・教職員の役割分担に基づいた行動
 - ・関係機関等への連絡・協議
- 校外の教職員の状況を把握する
- 校外の教職員に指示を出す
 - ・生徒を引率して、校外活動中の教職員
 - ・出張中の教職員
 - ・在宅（休暇）中の教職員
- 校外の生徒の状況を把握する
- 来校者への周知・徹底
- 火元や危険物の安全対策（火災等の有無の確認）
給食室／給湯室／家庭科室／理科室／保健室／灯油庫／ガス庫／学校近隣 など
- 教職員が安全な場所に避難する
- 教育委員会への報告②
- 学校に避難してきた住民の誘導

◆これからは

□今後の措置等を決定する

- ・教職員の役割分担に基づいた行動
- ・生徒の帰宅・引き渡し・留め置きの決定
- ・生徒の避難場所の安全確認
- ・学校地震災害対策本部の場所の安全確認

□保護者への連絡

□生徒の保護者への引き渡し及び引き渡しきれない生徒を保護する

□障害のある子どもとその家族への特別の避難所についての対応

□校舎、体育館等の被害状況を確認する

- ・建物躯体（基礎・柱・壁・床・天井）
- ・建物取付具（扉・窓・電球・ガラス等）
- ・備品（戸棚・本棚・ロッカー・靴箱等）

□工作物の被害状況を確認する

ブロック塀／樹木／防球ネット／門扉／掲揚ポール／境界フェンス 等

□ライフライン等の被害状況を確認する

電気／ガス／上水道／下水道／電話 等

□施設の使用の可否を確認する

体育館／事務室／校長室／職員室／保健室／技能員室／便所／その他

□立入禁止区域を表示する

□避難者の把握と誘導を行う

□市町村の動員職員や地域（自主防災組織）の代表者の到着を確認する

□教育委員会への報告③

2 教職員の対応の流れ

(1) 所在確認

- ・校舎内や敷地内に生徒が所在しているかを確認。
- ・生徒が在校している場合、生徒の掌握を第一に考える。
- ・けが人の有無、身体に障害のある生徒の避難確保等、受け持ちの生徒、全員を掌握する。

(2) 避難経路の安全確保・避難

- ・避難経路の安全を至急確認し、危険がある場合は経路を変更して避難を開始する。
- ・避難後は建物の安全が確認できるまで校舎等には絶対に立ち入らない。

火災が発生

- ・生徒をグラウンド等、安全な場所に避難させる。
- ・火災発生場所を認知した場合は他の教職員に通報し、初期消火に努める。また、最適な避難経

路を選び、避難場所へ避難・誘導させる。

- ・停電で放送設備が使用不能となる場合は、非常放送設備を利用。また、ハンドマイク（体育館に保管）を用意。
- ・グラウンドへの避難が終了したら直ちに分担に従い、生徒の掌握やけがの程度等を確認。

建物が損壊

※留意事項：建物が損壊するような地震の場合は、生徒の精神状態に平静さが欠けてしまうので、冷静に対応。けが人が多く発生することへの対応も留意。

- ・火災が発生しなければ、生徒の人員（名前）やけがの程度等を確認。
- ・二次災害に備え、担当者（担任、授業担当者等）の誘導のもとに安全経路を確認しつつ順次避難可能な場所に誘導する。
- ・ガラスの破片が飛散していることに注意。また、避難中に余震等で割れたガラスが落下するといった危険性にも注意。履物を履かせ、ガラス窓が頭上にあるような経路を避けて避難する。

建物が倒壊

- ・校長は、巡視した教職員の報告などから倒壊状況を判断し、必要に応じて速やかに、安全経路を見つけ出し避難させる。
- ・生徒の避難にあたっては、担当者（担任、授業担当者等）が判断しなければならない。けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら早急に避難可能な場所に誘導する。
- ・ガラスは建物の高さの $1/2$ の距離まで飛散する可能性があるので注意して避難・誘導する。
(日頃から校舎の高さを確認し、校舎に隣接する場所等、校庭の危険箇所を把握しておく)

(3) 応急手当・救急車の手配

- ・生徒や教職員が、けが等をした場合は他に優先して応急手当をする。
(応急手当はけがの程度が重い者や避難に支障がある者を優先して行う)
- ・必要に応じ、救急車の手配をする。
(救急車の手配が不可能な場合も想定し、自力で搬送可能な近隣病院を把握しておく)

※留意事項 日ごろからの応急手当（包帯・毛布・三角布を使った手当てなど）や必要物品保管場所の確認、AED（自動体外式除細動器）の設置場所、使用方法を把握しておく必要がある。

(4) 施設設備の被害状況の確認

- ・手の空いている教職員は、校舎内を巡視して天井落下、壁の剥離、階段の崩壊等の施設設備の被害状況を確認・把握する。
- ・確認中に少しでも危険を感じた場合は中止し、立入禁止区域とする。
- ・立入禁止区域は、県または市町村の指定した危険度判定士が「安全」と判定するまで絶対に立ち入らない。
- ・教職員は校舎内の被害状況把握のほか、敷地内の崖崩れ、地面の陥没等の危険な状態がないかを確認する。

(5) 臨時休業・生徒の帰宅の判断

- ・校長は、情報収集担当者に指示し、以下のような多様な手段をできる限り活用して、災害等の発生状況・被害状況及び今後の見通し等に関する情報を収集する。

【情報収集手段】

- ・テレビ、ラジオ ・市等の広報車 ・神奈川県災害情報ポータル ・気象庁ウェブサイト
 - ・国土交通省川の防災情報 ・地区自主防災組織からの情報 ・地域の消防署からの情報
 - ・消防団からの情報 ・PTA役員、その他保護者からの情報 ・担当教員の巡回結果 など
- ※ウェブサイトのURLは、資料編の「参考となるホームページ」を参照

- ・校長は、臨時休業措置や生徒等の帰宅について、学校・地域の被害状況等を勘案し判断する。

判断基準	対応
以下のすべての条件を満たす場合 *震度4以下、津波警報、大津波警報の発表なし *大雨等に関する5段階の警戒レベルのうちレベル3（高齢者等避難）以上の発令なし *大雨警報（土砂災害）、洪水警報の発表なし *今後〇時間以内に大雨、土砂災害、洪水の危険性なし *各種情報源の情報により学区内の地域内に被害発生なしと判断 *担当職員の巡回等により、通学路の安全確認済み ：	集団下校 ※但し、保護者との事前協議により、災害時等に保護者への引渡しを行うこととしている児童生徒を除く
以下のすべての条件を満たす場合 *震度5弱以上の地震 *津波警報、大津波警報の発表なし *大雨等に関する5段階の警戒レベルのうちレベル4（避難指示）以上の発令なし *各種情報源から得た情報により、学区内の全体にわたるに大規模な被害の発生はなしと判断される *不審者の身柄拘束済み ：	保護者への引渡し ※但し、保護者同伴であっても経路上の安全確保が確実にできるとみなせない場合を除く
下記のいづれかに該当する場合 *津波警報又は大津波警報の発表 *大雨等に関する5段階の警戒レベルのうちレベル5（緊急安全確保）の発令 *雷ナウキャストで活動度4の発表 *竜巻注意情報の発表 *校区内での凶器を持った不審者・犯罪者が活動中（身柄拘束未了） ：	待機（宿泊） ※保護者が引渡しを求めて来校した場合も、危険性を説明し、待機等を勧める。

「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン（令和3年6月文部科学省）サンプル編-P76

(6) 学校地震災害対策本部の設置・役割

- ・正確な情報、状況を把握する。
- ・現状確認及び的確な指揮系統を確認する。
- ・関係機関（教育委員会、警察、消防、市町村防災担当課）及び保護者へ連絡する。

その際、必ず記録を残す。（氏名、人数、異常の有無、帰宅手段の状況等）

- ・教育局総務室へ災害時緊急連絡システム（Yahoo！安否確認）により状況を報告する。ただし、本システムのメッセージが配信されない場合は、教育局総務室からの要請の有無に関わらず、様式（資料編に掲載）を活用し、FAX（または電話等）で報告する。

※留意事項 管理職が不在時の対応（夜間・勤務時間外・休日等）

- ・校長、副校長、教頭、事務長、総括教諭の携帯電話等に連絡。
- ・教職員緊急参集表の指揮代行順位の上位者が学校地震災害対策本部を設置。

授業中・放課後などの時間帯や平日・休日などの曜日の違い、また、部活動、校外活動等のあ

り・なし等、状況に応じて教職員の必要人数も変わってくる。そのため、教職員数が不足する場合の管理職への応援要請方法、それに基づく教職員間の連絡・収集方法等も含め、様々な場面を想定した対応をあらかじめ定めておく。

(7) 保護者への連絡

- ・保護者への連絡方法について、電話等が非常に利用しにくくなることに留意。
- ・あらかじめ決めておいた携帯電話メールなどの一斉配信システム、学校ホームページや、災害用伝言ダイヤル、災害時優先電話など複数の通信手段により連絡を行う。（災害時の重要通信を確保するため、「災害時優先電話」については、設置場所や使用方法について確認し、教職員に周知）

(8) 児童生徒の保護

- ・安全が確認されるまでは、学校で生徒を保護する。
- ・引き渡しのルールは、原則、下記によるが、被害の状況、火災の発生状況、公共交通機関の復旧状況、学校周辺の交通事情などを十分に検討し、総合的に判断して生徒の保護の継続あるいは下校を決定する。
- ・下校については、安全が確認された後に行うものとし、あらかじめ生徒・保護者と確認している保護者への引き渡し方法や職員の引率での下校にあたってのグループ編成・下校ルートなどに応じて行う。
- ・なお、保護者が仕事や外出等で自宅にいない場合や、公共交通機関の運行中止、あるいは事業者が帰宅困難者対策として実施する従業員等の一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留め置かれた場合など、保護者自身が帰宅できない場合について注意が必要。

引き渡しのルール		
地域の震度 学校を含む	震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合時間がかかる場合でも保護者が引き取りに来るまでは、生徒を学校で保護しておく。
	震度4以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある生徒については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。

「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月文部科学省）P26 引き渡し
(参考 URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1323513.htm)

① 集団下校・引渡し・待機（保護）を判断した場合の対応

校長は、集団下校・保護者等への引渡しの実施又は待機（保護）すると判断した場合、以下の対応を指示する。

	災害対策本部	○集団下校実施時刻（本校出発時刻）の決定 ○一斉メール配信・HPを用いた保護者への連絡
--	--------	--

集団下校	(校長、副校長、教頭、防災主任)	<ul style="list-style-type: none"> ・集団下校を実施する旨、その実施時刻 ・待機を希望する場合などの連絡先、申し出期限 ・その他、学校からの連絡事項 <p>○(必要とされる場合) 地区別担当教職員へ、集団下校への同行を指示</p> <p>○教育局への報告</p>
	地区別担当の教職員	<p>○地区別名簿を用い、担当地区の児童生徒等の氏名・人数を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当日の出欠状況と照合 ・事前申請で集団下校を希望しない児童生徒等を確認 <p>○地区別に児童生徒を集め、安全指導（集団下校時のルール指導）</p> <p>○(災害対策本部より指示があった場合) 集団下校に同行</p>
保護者等への引渡し	災害対策本部 (校長、副校長、教頭、防災主任)	<p>○引渡し場所の決定→学級担任に準備を指示 (各教室、又は体育館・校庭など、状況に応じて判断)</p> <p>○一斉メール配信・ウェブサイトを用いた保護者への連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校及び児童生徒等の現状（安否情報） ・引渡しを実施する旨、引渡し場所、引渡しカード持参 ・保護者の安全最優先（無理に来校しない） <p>※連絡不能な場合、保護者は事前ルールに従い、自動的に引渡しのため来校</p> <p>○引渡し状況に関する情報の集約</p> <p>○教育局への報告</p>
	学級担任等	<p>○引渡し準備（引渡しカード、引渡し用名簿の準備）</p> <p>○児童生徒等を引渡し場所へ移動</p> <p>○到着した保護者から順次、引渡しを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引渡しカードの照合、保護者等の確認 (引渡しカード記載の引取り者以外には、引渡さない) ・今後の連絡先、避難先等を確認 ・引渡しの記録（「引渡し確認・記録様式」を利用） <p>○残っている児童生徒等の保護</p>
	その他教職員	<p>○災害対策本部への引渡し状況の報告</p> <p>○(必要に応じて) 保護者の誘導、説明等、引渡し補佐</p>

(保護)	災害対策本部 (校長、副校長、教頭、防災主任)	<ul style="list-style-type: none"> ○担当職員に指示して、校舎・体育館等の点検を実施 ○待機場所を決定 <ul style="list-style-type: none"> (第一候補) 中央棟 2 階教室 (第二候補) 中央棟 1 階教室 ※候補場所の安全性が確信できない場合は、上記によらず、安全最優先で最適な場所を選択 (地域の避難所として利用する場所は、原則として利用しない) ○一斉メール配信を用いた保護者への連絡 ○災害・事故等に関する情報の継続的収集 <ul style="list-style-type: none"> (学校に危険が迫っていないかを確認) ○教育局への報告 <ul style="list-style-type: none"> ・引渡し済み児童生徒等・待機児童生徒等・教職員の人数（うち、負傷者その他手当・配慮が必要な人数）、待機場所及びその環境 ・必要に応じて、食料・飲料・物資等の支援要請 ○その他教職員に指示して、以下の対応を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・非常食、飲料、毛布、その他必要な物資の配布（備蓄を活用） ・不安を訴える児童生徒等への対応（養護教諭、スクールカウンセラーによる対応等）
	学級担任等	○学級別に児童生徒等の保護
	その他教職員	○災害対策本部の指示に従い、必要な対応

② 校外活動中の対応

校長は、校外活動中に災害等が発生した場合、引率責任者（当該活動の引率に当たる教職員を統括する者）と連絡・協議の上、校外活動の中止及び児童生徒等の引渡し方法（学校に戻っての引渡し、又は現地での引渡し）を判断する。通信手段の途絶等により、校長と校外活動中の教職員との連絡が取れない場合は、引率責任者が校長に代わり、この判断を下すものとする。

校外活動中止・引渡しの判断に際しては、情報収集で得られた情報及び引率責任者による現地状況等の情報を基に、判断基準に準じて児童生徒等の安全を最優先した判断を下す。特に、現地引渡しについては、保護者が現地まで移動する必要性を踏まえ、その安全性にも配慮して慎重に判断するものとする。

校外活動の中止と引渡し方法を決定した後は、校長は、以下の対応を指示する。

災害対策本部 (校長、副校長、教頭、事務長、防災主任)	<ul style="list-style-type: none"> ○（現地引渡しの場合）現地引渡し場所の安全確認に関する報告を踏まえ、現地引渡し場所を決定 ○一斉メール配信を用いた保護者への連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・引渡しを実施する旨、引渡し場所、引渡しカード持参 ・保護者の安全最優先（無理に引渡し場所に来ない）
--------------------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ○引渡し状況に関する情報の集約 ○教育局への報告
引率責任者、 引率教員	<ul style="list-style-type: none"> ○（現地引渡しの場合）事前に確認した現地引渡し場所の安全確認、本部への報告 ○引渡し準備（校外活動用引渡し用名簿の準備） ○児童生徒等の安全を確保しつつ、引渡し場所へ移動 ○災害・事故等に関する情報の継続的収集 ○到着した保護者から順次、引渡しを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等の確認（引渡し名簿記載の引取り者以外には、引き渡さない） ・今後の連絡先、避難先等の確認 ・引渡しの記録（「引渡し確認・記録様式」を利用） ○災害対策本部への引渡し状況の報告 ○残っている児童生徒等の保護

(9) 保護者等への対応

① 被災児童生徒等の保護者への対応

<災害等発生時の連絡>

- ・校長は、災害・事故等が発生し児童生徒等が被災した場合、自ら又は他の職員に指示して、当該児童生徒等の保護者に速やかに連絡を入れる。

第一報：災害・事故等発生後、速やかに災害等の概況、けがの程度、応急措置、応急搬送依頼の状況など、最低限必要とする情報を整理にした上で、連絡する。

第二報：災害等の状況や被害の詳細、搬送先の医療機関など、ある程度の情報が整理できた段階で連絡する。

<担当窓口の指名>

- ・校長は、災害・事故等が発生し被災した児童生徒等の保護者等に対応するため、連絡・支援等の窓口となる担当者を指名する。

窓口担当者	災害・事故等の状況
副校长 又は教頭	死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病、複数の児童生徒等・教職員が被災するなど重篤な災害・事故等
学年主任	その他の災害・事故等

ただし、上記の窓口担当者が災害等に直接関係した者である場合や保護者から別に希望があるなど特段の事情がある場合は、別の教職員を窓口担当に指名する。また、多数の生徒等・教職員が被災した場合など上記対応が困難な事態が生じた場合には、県教育委員会に支援を要請し、被害者それぞれの保護者・家族に連絡・支援等を行う体制を確立する。

※留意事項

- 被災児童生徒等の保護者の心情に配慮し、丁寧な対応に心がける。

- 事実に関する情報を、できる限り迅速に、かつ正確に伝える。
- 被災児童生徒等の保護者が希望する場合は、信頼できる第三者として、スクールカウンセラーやその他専門機関等の紹介・情報提供を行い相談・支援が受けられるようとする。
- 災害等発生後の段階に応じた継続的な支援を行う。
- 在校児童生徒への説明、緊急保護者会等による他の保護者への説明、報道発表などを実施する場合は、実施についての了解を得るとともに、発表内容を確認していただく。特に、氏名、年齢、傷病の程度、傷病に至った経緯など、プライバシーに関する情報に関しては、公表の可否を必ず確認する。
- 被災児童生徒等が死亡した場合は、被児童生徒等の保護者の意向を確認の上、学校としての通夜や葬儀への対応方針を定める

② 児童生徒等、保護者への説明

- ・校長は、災害・事故等が以下の基準に該当すると判断される場合、在校児童生徒及び保護者に対してその概要等を説明する機会を設け、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大防止に努める。なお、説明を実施するに当たっては、事前に被災児童生徒等の保護者に対して説明内容の確認依頼し、説明実施についての承諾を得る。

【児童生徒・保護者への説明を実施する災害・事故等の基準】

- 死亡事故 ○治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病
- 複数の児童生徒等・教職員が被災するなど重篤な災害・事故
- その他、報道・インターネット等を通じて児童生徒等・保護者が見聞する可能性が高いと考えられる災害・事故

- ・児童生徒に対しては、緊急集会等の開催、又は学年・学級ごとの説明を行い、災害・事故等の概要を説明する。その際、心のケアに配慮し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの支援・助言を受ける。
- ・保護者に対しては、まず文書にて情報提供した上で、必要に応じて緊急保護者会等を開催する。

【保護者宛て文書の記載内容（例）】

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ○災害・事故等の概要（判明した事実の概要） | ○休校措置・再開の目途など |
| ○保護者説明会の開催予定 | ○心のケア等に関する取組 |
| ○その他、必要と考えられる事項 | |

【緊急保護者会における説明内容（例）】

- 災害・事故等の概要（発生日時、場所、被害者、被害程度 等）
- 被害者への対応（その後の経過、保護者との連絡状況 等）
- 今後の対応（心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携 等）
- 保護者への協力依頼事項（家庭での配慮、地域情報の提供 等）

なお、緊急保護者会等を開催する場合には、PTAと協議の上、希望する保護者が可能な限り参加できるよう、その開催日時等について配慮するとともに、出席できなかった保護者への対応についても検討する。

(10) 避難してくる住民への対応

- ・大規模な地震災害等では、地域住民等が避難してくることを予想しておく。
- ・校内に生徒の保護エリアとは別に住民の保護エリアを設定し、混乱を避ける。
- ・その際、避難所等に指定されていない学校にあっては、市町村災害対策担当部局等の指示に従い、備蓄品が整備されている本来の避難所へ誘導する。
- ・指定避難場所の準備（指定を受けている学校は、あらかじめ市町村の防災部局と確認している内容により準備を進める。）

3 障害のある生徒への配慮

県立高校に在籍している障害のある生徒の場合も、それぞれの学校の緊急避難対応に従うことが原則である。ただその生徒の障害の特性を日ごろから全教職員で共通に理解しておくこと、いざというときにすぐ対応できるように訓練しておくことが必要である。車椅子の場合、あるいは背負って避難する場合、手を引いて同行しなければ移動できない場合等、それぞれの対応を準備しておく必要がある。

また、障害のある生徒の場合、緊急時の対応について、保護者と事前に相談しておく必要がある。

※令和6年度よりインクルーシブ教育実践推進校となる本校では、連携生への緊急避難対応を検討中である。

2 風水害への対応

1 考え方

- ① 平時より各自治体のハザードマップなどで、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の危険な場所を事前に確認しておく。
- ② 気象庁が発表する「防災気象情報」、国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオ、県災害情報ポータル等を活用し、事前に大雨や洪水、土砂災害等に関する情報を十分把握しておくこと。
- ③ 臨時休業や下校等、早め早めの防災行動をとること。
- ④ 安全が確認されるまで児童生徒等を学校で保護することを最優先とする。
- ⑤ 安全が確認された場合には、あらかじめ決められた方法での保護者への引き渡しか、教職員の指導のもとの帰宅により対応すること。

なお、公共交通機関の運行状況や、保護者の在宅状況などを勘案し、必要に応じて児童生徒等を学校で保護すること。

- ・風水害については、天気予報や気象庁の防災気象情報など、事前の情報収集等が非常に重要と

なっています。

- ・また、都市化の進展に伴い、地下鉄、地下街などの地下空間の利用が進み、土地の持つ保水・遊水機能の減少から、内水が地下空間などへ浸水する都市型水害、あるいは集中豪雨や局地的大雨※の発生数の増加が近年の特徴となっていますので、それらへの対応も必要です。

※集中豪雨…… 積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達し、激しい雨が数時間継続することで起きる。

局地的大雨… 単独の積乱雲の発達によって、一時的に雨が強まることで起きる。

(国土交通省 HP)

2 基本となる対応

(1) 気象庁や自治体等が発表する正確な情報の把握に努めるとともに、関係教育委員会等と十分に協議・連携した上で、最終的な判断は、地域の状況をよく把握している学校が行う。

- ・警報や注意報等の防災気象情報は、刻一刻と変化します。同一市町村内であっても、都市部・山間部・沿岸部等の地理的条件で、降水量や風の強さ等が大きく異なります。
- ・各学校にあっては、関係教育委員会等と十分に協議・連携した上で、地域の状況をよく把握して、最終的な判断を行うこととなります。
- ・また、各学校の通学範囲や通学路、通学方法等もそれぞれ異なることから、特に緊急時においては、結果的に同一地区の小学校と中学校で、異なる対応となる場合があり得ますが、こうした措置をとる場合には、関係教育委員会等との協議や報告、中学校区内の各学校、保護者等との連携を密にすることが一層重要となります。

※留意事項

ハザードマップの作成や保護者・地域への周知による情報共有及び連携体制を構築します。

学校の地域性（校区・通学路も含めた地理的条件）によっては、かけ崩れの危険性（山間部）や高潮の危険性（沿岸部）等が危惧されることから、市町村防災担当部局等と連携し、調整・確認などをを行う必要があります。

(2) 臨時休業や下校の判断は、早い段階で決定する。

- ・登校前に、各教育委員会や学校で定める臨時休業に該当する警報などが発表されている場合には、児童生徒等の安全確保のため、臨時休業の措置を講じることを原則とします。（前日に臨時休業を決定した場合は、前もって保護者あてにその旨通知することや、当日の始業開始前に臨時休業を決定する場合であっても、速やかに保護者や児童生徒等への連絡がとれる体制の確立が必要です。）
- ・児童生徒等の在校時における下校の判断は、防災気象情報等、様々な情報を踏まえ、帰宅に要する時間等を十分に考慮した上、早い段階で決定し、躊躇なく実施することが必要です。（台風情報などから早い段階で危険が予見され、下校することを決定しながらも、給食実施後の下校を選択したことで、暴風雨のピーク時に下校時刻が重なることもあるため、給食の実施等に

とらわれない速やかな対応が必要です。)

- 台風や積雪等による臨時休業や授業時間の変更の措置状況、施設及び人的被害等については、教育局で取りまとめるとともに、その状況を各校にフィードバックし、情報の共有化を図ります。(調査結果は、文部科学省への報告やマスコミの取材対応等にも活用します。平成26年1月14日付け各県立学校長あて情報防災課長通知)

判断基準	対応
以下のすべての条件を満たす場合 *震度4以下、津波警報、大津波警報の発表なし *大雨等に関する5段階の警戒レベルのうちレベル3(高齢者等避難)以上の発令なし *大雨警報(土砂災害)、洪水警報の発表なし *今後〇時間以内に大雨、土砂災害、洪水の危険性なし *各種情報源の情報により学区内の地域内に被害発生なしと判断 *担当職員の巡回等により、通学路の安全確認済み : 以下のすべての条件を満たす場合 *震度5弱以上の地震 *津波警報、大津波警報の発表なし *大雨等に関する5段階の警戒レベルのうちレベル4(避難指示)以上の発令なし *各種情報源から得た情報により、学区内の全体にわたるに大規模な被害の発生はないと判断される *不審者の身柄拘束済み : 下記のいづれかに該当する場合 *津波警報又は大津波警報の発表 *大雨等に関する5段階の警戒レベルのうちレベル5(緊急安全確保)の発令 *雷ナウキャストで活動度4の発表 *竜巻注意情報の発表 *校区内での凶器を持った不審者・犯罪者が活動中(身柄拘束未了) :	集団下校 ※但し、保護者との事前協議により、災害時等に保護者への引渡しを行うこととしている児童生徒を除く 保護者への引渡し ※但し、保護者同伴であっても経路上の安全確保が確実にできるとみなせない場合を除く 待機(宿泊) ※保護者が引渡しを求めて来校した場合も、危険性を説明し、待機等を勧める。
「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン(令和3年6月文部科学省)サンプル編-P76	

- 校長は、集団下校、保護者等への引渡し、待機(保護)、校外活動中の対応等については、「9. 地震(津波)の対応」と同様に行います。

※留意事項

- あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引き渡しの基準や条件を詳細に定めておいたり、家庭の状況を把握し、保護者の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校に留めるなど、混乱がないように事前の協議・確認が必要です。
- 下校を判断する防災気象情報等の種類について、昨今の都市型水害、あるいは集中豪雨や局地的大雨の増加等を考慮し、改めて確認が必要です。
- 警報等の種類と予想される災害を教職員が十分に理解した上で、多面的な情報を収集するため、事前に情報入手先を確認しておく必要があります。

(3) 安全が確認されない場合は、児童生徒等を下校させない。

- 児童生徒等の在校時において、各教育委員会や学校で定める臨時休業に該当する警報などが発表され、かつ、公共交通機関等の運行や通学路等の安全が確認されない場合は、児童生徒等は学校で保護します。
- 安全が確認された場合には、あらかじめ決められた保護者への引き渡しの方法か、教職員の指導のもとに帰宅させます。なお、その際は、公共交通機関等の運行状況や、保護者の在宅状況など

を勘案し、必要に応じて児童生徒等を学校で保護します。

※留意事項

- ・保護者への連絡に際しては、大規模地震時も考慮し、電話連絡のほかメール、学校ホームページの利用、民間事業者が運営するメール一斉配信サービスなど、連絡方法の複数化を図ります。
- ・児童生徒等を帰宅させた場合は、帰宅したことを確認し、学校で全体の状況を把握する必要があります。
- ・児童生徒等を保護する場合は、洪水や土砂災害等の被害を受けないよう、頑丈な建物の2階以上の、崖や沢からなるべく離れた部屋で待避してください。

(4)大雨が止んだ後も注意が必要。

- ・大雨が止んだ後も地盤が軟弱になっており、土砂災害等が発生しやすい状況になっていますので、土砂災害警戒区域等の危険箇所には近づかないようにします。
- ・地下室や道路のアンダーパスでは、浸水や冠水の深さが短時間のうちに急激に上昇する傾向があるため、浸水キックル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）等を活用して、早めの安全確保行動を心がけることが重要です。また、周囲より低い場所（窪地）にも注意。
- ・中小河川の急激な水位上昇による氾濫や大河川の氾濫が発生するおそれがある場所では、河川水位等の現地情報とともに、水位情報や洪水警報等の各種情報も活用し、安全に避難できる早い段階で避難開始を判断することが必要です。
- ・川が増水している場合には、川の流れが速く、橋が壊れたり流されたりして非常に危険。また、高架下のアンダーパスなど、周囲より低く冠水しやすい道路の通行は避けます。
- ・浸水していたり、外が真っ暗だったり、避難することが危険な状況のときは、できるだけ上の階や、近くにある頑丈な高い建物に避難することで、身の安全を確保します。（垂直避難）

(5)雷に遭遇した場合は安全な空間へ避難する。

- ・雷鳴が聞こえるなど雷雲が近づく様子があるときは、落雷が差し迫っています。
- ・雷は、雷雲の位置次第で、海面、平野、山岳などところを選ばずに落ちます。近くに高いものがあると、これを通って落ちる傾向があります。
- ・グランドや屋外プール、堤防や砂浜、海上などの開けた場所や、山頂や尾根などの高いところなどでは、人に落雷しやすくなるので、できるだけ早く安全な空間に避難して下さい。
- ・鉄筋コンクリート建築、自動車（オープンカーは不可）、バス、列車の内部は比較的安全な空間です。
- ・木造建築の内部も基本的に安全ですが、全ての電気器具、天井・壁から1m以上離れれば更に安全です。
- ・近くに安全な空間が無い場合は、電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4m以上離れたところ（保護範囲）に退避します。
- ・高い木の近くは危険ですから、最低でも木の全ての幹、枝、葉から2m以上は離れ姿勢を低くし

て、持ち物は体より高く突き出さないようにします。

- ・雷の活動が止み、20分以上経過してから安全な空間へ移動します。

(6) 龍巻が起きたら頑丈な建物に避難する。

- ・竜巻は、発生予測が難しく移動速度も速いことから、発生時には迅速な対応が求められます。
- ・教室にいる場合は、飛来物の影響を避けるため、窓を閉め、カーテンを引き、窓ガラスからできるだけ離れます。
- ・教室以外の校舎内にいる場合は、風の通り道やガラスが飛んでくるのを避けられる場所に身を寄せます。
- ・体育授業や部活動で屋外に居る場合は、頑丈な建物に避難します。
- ・登下校中の場合は、屋根瓦など、飛ばされてくるものに注意し、近くに頑丈な建物に避難します。建物に避難できない場合は、くぼみ等に身を伏せ、横風を受けないようにすることが大切です。
- ・竜巻から身を守るためにには、竜巻自体の特徴や竜巻による被害などについて理解する必要があります。児童生徒等へ事前に指導し、竜巻への理解を深めるとともに、竜巻から身を守るための行動について考える学習や様々な場面を想定した避難訓練等によって、児童生徒等が自分で判断し行動できるようにすることが大切です。

3 突発的な気象災害等の発生時の対応フロー

